

# 障害者差別解消法その後

## パネル展 施行から4年 障害者差別解消法ってなに？

2016年4月に、障害を理由とするあらゆる差別の解消と、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会の実現をめざした「**障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)**」がスタートして今年で4年目を迎えました。

日本は昔に比べて、障害のある人たちの社会参加がだいぶ進んできたと言えますが、解決していかなければならない問題や課題はまだたくさんあります。

人権平和センター豊中では、法律の内容や障害のある人たちをとりまく問題などについて、より多くの方にご覧いただくことを目的に、障害者差別解消法について紹介するパネル展をおこないます。「差別のない人権尊重のまちづくり」のための一助になれば幸いです。



パネル作成：(一財)よなか人権文化まちづくり協会

## はじめに「障害」とは？

### 障害の医学(個人)モデルから障害の社会モデルへ

これまで「障害」とは、目が見えない、耳が聞こえない、歩けないなど、その人が持っている性質(機能)から生じるもので、障害のある人が社会の中で不利益を受けるのは、その人の機能障害に原因があると、多くの場合、考えられてきました。これを「障害の医学(個人)モデル」といいます。

しかし、長年の障害者運動によって、障害のある人たちのことを考えずにつくられた社会の仕組みやシステムこそ問題や原因があり、こうした社会的障壁によって、「障害」が作り出されているとする考え方が生まれました。これを「障害の社会モデル」といいます。

### 障害の社会モデルの考え方

階段では上がれない⇒障害あり      エレベーターがあれば上がれる⇒障害なし

足が動かさず歩けない＝機能障害  
階段しかなく車椅子では上がれない＝これが障害  
機能障害と障害は別もの！障害は個人ではなく社会にある！


※DP1 日本会議報告書(第30個人権啓発研究会資料)より

2006年12月、あらゆる障害者が社会の一員として尊敬をもって生活すること、そして、障害に基づくあらゆる差別をなくしていくことを目的に、国連で「**障害者権利条約**」が誕生し、そのなかで「障害の社会モデル」は、世界の共通ルールとして合意されました。

## 障害者差別解消法の誕生

日本が「**障害者権利条約**」を批准するには、欧米諸国やオーストラリア、韓国などのように差別を禁止するための法律をつくる必要がありました。そこで、日本政府は障害者当事者や学識経験者を交えながら、障害者基本法の改正や障害者総合支援法の成立など、制度改革をおこなうとともに、障害を理由とする差別を具体的に禁止していくための法律の制定に向けて取り組んできました。

そして2012年9月、内閣府の障害者政策委員会のもとに差別禁止部会意見がまとまり、それをもとに2013年6月、国会で「**障害者差別解消法**」が成立、2016年4月1日より施行されました。

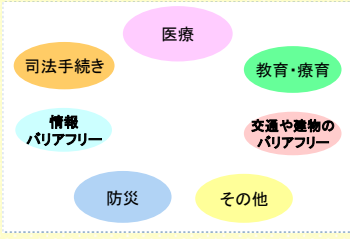


もちろん、これまでの道のりは障害者当事者にとって、決して平坦なものではなく、課題もたくさん残されていますが、「**私たち抜きに私たちのことを決めないで!**」をスローガンに長年取り組まれてきた障害者運動が、新しい法律の施行という形で、ようやく実を結んだのです。

## この法律の対象となるのは？

障害者基本法の第2章に定められている幅広い分野を対象に、障害のある人の日常・社会生活をカバーしていきます。

また、障害者手帳の有無に関係なく、障害のある人すべてが法律の対象となります。



国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などについては、後述の「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が求められます。

	行政	民間事業者
不当な差別的取り扱い	法律で禁止	法律で禁止
合理的配慮の提供	法令義務	努力義務

## 障害者差別解消法って、どんな法律？

この法律は、障害者基本法の第4条にある「差別の禁止」と「社会的障壁の除去」を具体的に実現していくためのものとして、26の本則の条文と附則からできており、主に次のことが定められています。

- ①障害を理由に差別的取扱いや権利侵害をしてはいけない
- ②社会的障壁を取り除くための合理的な配慮をすること
- ③国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるための取り組みをおこなわなければならない



### 社会的障壁とは？

障害のある人が社会生活を営むうえで妨げとなるようなものをさします。障害のある人にとって利用しにくい施設や設備、制度その他、障害のある人の存在を認識していない慣習や文化、障害がある人に対する偏見や観念なども含まれます。


## なぜ、法律が必要？

「差別はいけない」ということは多くの人の共通認識だと思います。しかし、実際には差別と思われるような事例がたくさん起こっています。そして、これまで障害のある人は、差別されていると感じても、多くの場合、我慢するしかありませんでした。

**Aさんの事例**  
車椅子で生活しているAさんは、食事のため飲食店に行きました。すると、そこで・・・

Aさん: すいません、1名だけ入れますか？  
店員: 今の時間帯は混んでいるから車椅子では入らないで、2時間後なら空いてると言うからその時間に来てよ。

Aさん: でも、他の人は今の時間でも入れるんだよね？車椅子の自分が入れないのはなんで？これって差別じゃないの？  
店員: 違うよ。店が空いている時間帯に来てって言ってるだけなんだから、これは差別じゃないでしょ？



なぜ、こういうことが起こったのでしょうか？それはAさんとお店の人との間で「何が差別か」を判断する「**共通のものさし**」がなかったからです。このように社会では、障害のある人が差別と感じても、相手にとってはそうではないというやりとりがこれまで何度も繰り返されてきました。差別を禁止するだけでなく、障害のある人にもない人にも平等な機会を保障していくうえで「何が差別か」をきちんと判断するための「**共通のものさし**」となる法律が必要なのです。

## 不当な差別的取り扱いの禁止

**不当な差別的取扱いとは**  
障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。



「見えない」、「聞こえない」、「歩けない」といった障害を理由に、区別や排除、制限すること

**例1:**アパートの契約をするとき、障害があると拒否とアパートを貸してくれなかった。

**例2:**障害を理由に学校の受験拒否や入学拒否があった。

車椅子や補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして、区別や排除、制限すること

**例1:**一人で旅行ツアーに申し込んだところ、介助者がいないことを理由に参加を断られた。

**例2:**盲導犬を連れて来た人がホテルで、「動物は入ることができない」と宿泊を拒否された。

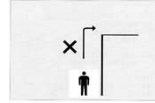
ただし、誰かから見ても正当であり、やむを得ない事情があるときは、差別になりません。

## 合理的配慮の提供 ①

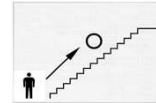
**合理的配慮とは**  
障害のある人が、障害のない人と同じように活動できるようにするための人的支援、設備や時間、場所などの変更や調整といったサービスを提供することです。

**合理的配慮は障害者だけの特別な権利ではありません**

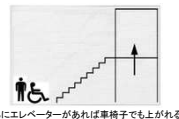
階段や案内板、ドアの大きさや机・椅子の高さなど、社会には健常者にとっての合理的配慮がたくさんあります。誰もが暮らしやすい社会にするためには、さらなる合理的配慮が必要なのです。



絶壁だと健常者も上がれない⇒障害あり



階段があれば上がれる⇒障害なし  
これが合理的配慮！



さらにエレベーターがあれば車椅子でも上がれる！

※DP | 日本会議報告書(第30回人権啓発研究集録資料)より

## 合理的配慮の提供 ②

**合理的配慮における変更や調整とは**

時間や順番、ルールなどを変える

**例:**精神障害がある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時に職員電車を利用せずに通勤できるように対応する。

設備や施設などの形を変える

**例:**建物の入口の段差を解消するために、スロープを設置するなど、車椅子利用者が容易に建物に入ることができるように対応する。

補助器具やサービスを提供する

**例:**視覚障害がある職員が仕事で使うパソコンに音声読み上げソフトを導入するなど、パソコンを使って仕事ができるようにする。



ただし、民間事業者などについては、負担が大きすぎたり、お金がかかりすぎる場合は例外となることもあります。

**アドバイス**

もし、迷ったら各省市のガイドラインや行政の相談窓口を活用！  
「対話」をとおして、どのような配慮が必要かを聞くことが大切！  
障害者団体との連携や事例の参照などをとおして今後に生かす！  
「わからない」から「何もしない」ではダメ！

## 障害者差別解消法のその後

障害者差別解消法が施行されたことで、行政や一部の企業では障害についての理解を深げていくための取り組みや障害を持つ人が利用しやすいよう、あるいは動きやすいように環境整備を進めるといった動きが見られるようになりました。これらは法律の成果と言えます。

しかし、問題や課題はまだ山積みです。障害を持つ人が何らかの制限を受けたり、入店や利用を拒否されるといった「不当な差別的取り扱い」に該当する事例はその後もあちこちで確認されており、また、法律を効果的に活用し、社会からあらゆる障壁をなくしていくには、人々の意識とともに社会のあり方を変えていく必要がありますが、障害に対する誤解や偏見、差別意識はまだまだ根深い状態にあります。

ここからは法律の施行後に起こった二つの事件について紹介していきます。



## 相模原障害者施設殺傷事件

障害者差別解消法の施行と同じ年の2016年7月、多くの人にとって忘れられない事件が起こりました。  
神奈川県相模原市にある障害者施設「津久井やまゆり園」に刃物を持った男(同園の元職員)が侵入し、入所者を次々に刺していったのです。この事件で19人が死亡し、27人が重傷を負いました。

テレビニュースなどでは、犯人が同園の元職員だったことや過去に措置入院の経験があったこと、施設の防犯面などが大々的に取り上げられましたが、犯人に「障害者は生きていても仕方がないから死んだほうがいい」「家族や周囲も不幸になる」といった明確な差別意識があつて起こった事件です。  
特異な思想を持つ1人の凶悪犯による残虐な事件として捉えてしまいがちですが、この事件の背景と、近年のヘイトスピーチなどに代表される排外主義思想や社会に根付いている障害を持つ人に対する差別意識と地続きであることを忘れてはいけません。



## パニラエア事件①

2017年6月、車椅子の男性がパニラエアという航空会社の飛行機を利用しようとした際、歩けないことを理由に搭乗を拒否されたといった事件がありました。  
また、職員は職務規定にないことを理由に補助・介助を拒否したため、男性は自力でタラップを這い上がることで、なんとか飛行機に乗ることができました。



パニラエアの対応は、障害者差別解消法で禁止されている「不当な差別的取り扱い」であることは明らかです。パニラエアは後に対応の誤りを認めて男性に謝罪し、今後は昇降機を用意するなど、車椅子利用者でも搭乗できるように対応していくことを約束しました。しかし・・・

## バニラエア事件②

この事件については、新聞やニュースで取り上げられたこともあって多くの人が知ることとなり、当初は、車椅子での搭乗を拒否したバニラエアを非難する声もたくさん聞かれました。しかしその後、男性が車椅子であることを事前に航空会社へ連絡していなかったことなどが、インターネット上では、男性に対する様々なバッシングの声が上がりはじめたのです。

以下は男性に対するバッシングの代表的なものです。皆さんはこれらの意見を読んでどう思いますか？

①車椅子利用者は事前に連絡をするよう会社のホームページに書いてある。事前に伝えていなかった男性も悪い。

②障害を理由に特別扱いするのはおかしい。搭乗のルールがあるなら守らないといけない。

③ちゃんとしたサービスを求めるなら格安航空会社なんか利用せず、他の航空会社を利用すれば良い。

④周囲の協力が必要なら、もっと謙虚になるべきだ。自分の母親は車椅子に乗っているが謙虚に生きています。こんな自分勝手な人がいると他の障害者まで誤解される。

意見を読んで「もっともだ」「一理ある」と思われた方もいるかもしれませんが、しかし、これらは健常者が無自覚のうちに障害者を排除してきたこれまでの社会のあり方、または「障害者はこうあるべき」といった健常者がつくりあげた障害者像が反映されたものばかりです。これらの意見のどこが問題なのかを次のパネルで解説していきます。

## バニラエア事件③

### ①の意見について

健常者なら事前に連絡する必要がないのに、なぜ車椅子だと連絡する必要があるのでしょうか？障害を理由に制限や条件をつけることは「不当な差別的取り扱い」に当たります。バニラエアも誤りを認め、ホームページから事前連絡の表記を削除しました。

### ②の意見について

誰もが同じように利用してもらうために、設備を環境を整えたり、必要に応じて補助・介助することは「合理的配慮」であり、「特別扱い」ではありません。車椅子の男性は「他の人と同じように飛行機に乗りたいたいだけなのです。ルールを守ることは大切ですが、障害を持つ人を想定していないルールなら変えていく必要があります。

### ③の意見について

この意見は「他の人と同じように飛行機に乗りたいたなら、格安でない他の航空会社を利用しろ」と言っています。しかし、誰でも自由に航空会社を選び、同じ条件で同じサービスを受ける権利がありますし、「少しでも安い飛行機に乗りたい」と思うのは普通ははずです。それなのに、なぜ男性は格安航空会社を利用してはいけないのでしょうか？

### ④の意見について

障害を持つ多くの人の立場にたっているようにも思いますが、あくまで自分が持つ「障害者一謙虚」といった「障害者像」を基準に男性を批判しているだけです。「障害者は周りに迷惑をかけるのだから遠慮しろ。不利益を受けても我慢しろ」と言っているのに等しい意見です。

どの意見からも障害者差別解消法が掲げている「不当な差別的取り扱いの禁止」や「合理的配慮」への徹底的な無知・無理解がうかがえます。

障害者差別解消法が施行されても、法律が「社会」に周知されているとはまだまだ言えません。

## 法律の見直し

障害者差別解消法では、法律をより良いものにしていくため、施行から3年以降に国が法律の中身について見直ししていくことが定められています。

法律の見直しは2019年度から始まっており、障害当事者団体や支援者団体からの様々な意見や要望をふまえながら、現在も改正にむけて議論されています。代表的なものは次のとおりです。

・障害に基づく差別の定義や概念、内容の明確化

・民間事業者による合理的配慮の提供の義務化

・相談窓口の体制整備と裁判外紛争解決の仕組みづくり

他にも「障害を持つ女性や子どもに対する差別（複合差別）の解消に向けた適切な措置についての明文化」や「虐待やハラスメントの禁止について新たな追記」、「制度の谷間」を生まない包括的な障害者の定義を追記」など、障害者施策全般のさらなる底上げをめざした提案について検討されています。



## 私たちはなにをすれば良いの？

今後は、法律を周知していくことはもちろん、社会のあちこちにある障壁とともに障害を理由とするあらゆる差別や排除をなくしていくための取り組みや障害のあるなしに関係なく誰もが平等に利用・参加していくための工夫や調整といった合理的配慮が求められていきます。

しかし、これらは行政や一部の企業・事業者だけが考え、取り組んでいくものではありません。

私たち1人ひとりが今の社会の制度やあり方、身のまわりの物について再確認したり、「障害者は特別な人」「保護されるべき人」などといったこれまでの障害観を変えていくなど、誰もが参加でき、誰もが暮らしやすい社会づくりについて考えていく必要があります。

「それぞれが自分のできることを考え、取り組んでいくことで社会を改めていく」、障害者差別解消法はそれを後押しするための法律なのです。差別のない誰もが安心して暮らせる社会をめざして、これからも共に考えていきましょう。



## どこに相談すれば良いの？

現在、国や地方自治体では、新たな相談機関は設置せず、すでにある行政などの各相談機関がそれぞれの分野の窓口として、「障害者差別解消法」に関する相談や問い合わせに対応しています。それにとともに、様々な相談機関が連携していくために、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置する地方自治体も出てきています。

困ったことや教えてほしいことがある人は、まず、お住まいの都道府県や市町村にお問い合わせください。人権平等センター・豊中の相談窓口（人権相談・総合生活相談など）もご利用できます。

### 障害者差別解消法に関する情報について

#### 内閣府

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

関係府省庁における対応要領（行政職員向けガイドライン）、対応指針（事業者向けガイドライン）の他、各府庁における相談機関とその連絡先について掲載されています。

#### 大阪府

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikaku/suishin/yougai-plan/sabekai-kaisai.html>

#### 豊中市

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/shougai/sabetu/kaisyotorikumi.html>

#### 豊中市の相談窓口

<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashiyokuru/soudan/index.html>

#### 人権平等センター豊中

人権相談 月、水、金曜日 06-4865-3655  
総合生活相談 火、木、土曜日 06-4865-3713